

V 年金・割戻金等請求関係

【事案V-1】年金請求

・ 平成 26 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

本件は、年金共済契約の加入にあたって共済団体から提供された共済団体内部用の年金受取額試算表（以下、本件試算表、という）に記載のとおり年金受取額を支払う旨、約束がなされたとして、契約した年金額 60 万円に加え、本件試算表に記載されている、平成元年時点で試算された増額年金額を加えた受取額合計の支払いを求めるものである。

<申立人の主張>

以下の判断を求める。

- ① 平成 23 年度から平成 25 年度まですでに支払われた年金共済年金額 180 万円（60 万円×3 年間）に加え、増額年金不足額 66 万円余を支払え
 - ② 平成 26 年度以降、年金共済契約締結時に提示した年金共済年金受取額を支払え
- (1) 年金共済契約締結にあたって共済団体から提示されたパンフレットには「契約年金額 60 万円掛金・年金受取額例表」が掲載され、その見出しの右横に「下表のお受取額は昭和 63 年度実績によるものであり、今後変動することがありますので、これによって将来のお受取額をお約束するものではありません。」との注意書きの記載があったため、信用できずに断り続けたところ、共済団体から本件試算表を示され「その内容を信用してください、間違いありません。」と言われたので、これを信じて契約を締結した。
- (2) ところが、年金共済の支払が開始されたところ、増額年金額が本件試算表にある額から大幅に減額された額しか支払われなかった。本件注意書きは、経済情勢が変化して運用利益が出ないときは減額（変動）があると解釈するのが一般的であるところ、共済団体の業績は、総資産、経常収益及び正味運用等すべてにおいて毎年順調に成長しているのだから、本件試算表の増額年金額を減額する根拠はない。

<共済団体の主張>

以下の判断を求める。

- ① 裁定審議開始の適格性を有しないから、本件申立てを却下する。
 - ② ①でないとしても、申立人の請求はいずれも認められない。
- (1) 共済団体は、申立人に対し本件共済契約に基づく年金額を支払っており、本件申

立てには全く理由がない。また、本件共済契約の内容については、共済団体の職員が繰り返し説明しており、申立人自身、本件申立てに理由がないことは認識し、又は容易に認識し得た。にもかかわらず、申立人は、本件共済契約に基づく年金額を著しく超える支払を要求しているのであるから、本件申立ては、裁定手続規則 16 条 9 号により、裁定審議開始の適格性を有しないとされるべきである。

- (2) 共済団体の職員が、本件試算表記載のとおり増額年金額の支払を約束した事実はなく、同表記載の増額年金額は本件共済契約の一部を構成するものではない。本件パンフレットは共済団体職員が共済契約締結時に交付したものであるが、同パンフレットの増額年金額は昭和 63 年度の実績によるものであったので、共済団体職員は、上記実績を補完するものとして、平成元年時点における実績を前提とする試算結果を記載した本件試算表を交付したのであって、これによって同試算表に記載された年金受取額の支払を確約したことにはならない。
- (3) 割戻金は、保険契約における配当金に相当するもので、①費差割戻金、②利差割戻金、及び③危険差割戻金があるが、このうち、②の利差割戻金は運用環境の変化により大きく変動するものである。契約締結当時はいわゆるバブル経済状態にあったために、本件試算表記載のような試算結果となったが、バブル経済崩壊後は予定利率を上回る運用利回りを得られなかったために、利差割戻金を還元できない状況が続いている。それでも、現在において、本件共済契約は申立人に有利な内容となっており、現在の予定利率のもとで、ほぼ同額の共済掛金で年金共済契約を締結した場合の年金額は年 13 万円となるに過ぎない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件申立ては、理由を示してなされた年金共済年金額請求の申立てであるから、その当否は裁定審議により判断されるべきであり、裁定手続規則 16 条 9 号の「裁定申立人が不当な目的のみだりに裁定の申立てをしたと認められる場合」に該当しない。
- (2) 本件共済契約締結の際にパンフレットが交付され、それには本件注意書きが記載されており申立人が認識していたことは申立人自身の主張から明らかである。このことから、同パンフレットに記載された年金額受取額例は昭和 63 年度の実績に基づくものであり、将来の年金受取額を約束するものではないことは、申立人も理解していたことが認められる。
- (3) 一般に、本件共済契約のように、定型約款・事業規約により多数の顧客に販売される金融商品については、担当職員が独自の判断で、特定の顧客に対して約款・事業規約に規定のない特別の利益を保障する特約を締結することはできないと解すべきである。なぜなら、多数の契約の画一的処理、顧客間の公平を害するからである。

したがって、共済団体職員が、申立人のためだけに特別の契約をしたとは考え難いところである。

- (4) また、特に契約当時における実績をもとに作成した本件試算表であるにもかかわらず、二十数年先の支払を確約するものであるとすれば、それは特約的性質を有するものであるから、通常は書面に残すべきであるところ、それを記載した書面はどこにも見当たらない。したがって、本件共済契約締結の際、本件試算表に記載された年金受取額を支払う旨の合意をした事実を認めることはできない。むしろ、本件共済契約は平成元年10月の年度途中で締結されている一方、本件パンフレットは昭和63年度の実績に基づく試算であるから、契約締結当時の平成元年の実績に基づく想定増額年金額情報を申立人に提供するために本件試算表を作成し、申立人に交付したのではないかと推認される。そして、本件試算表は本来は内部資料であるために、本件パンフレットにあるような注意書きは記載しなかったものと推認される。以上の次第で、本件共済契約締結の際、本件試算表記載の増額年金を支払う旨の合意の存在を認定することができないから、その余の主張について判断をするまでもなく、本件請求はいずれも認めることができない。